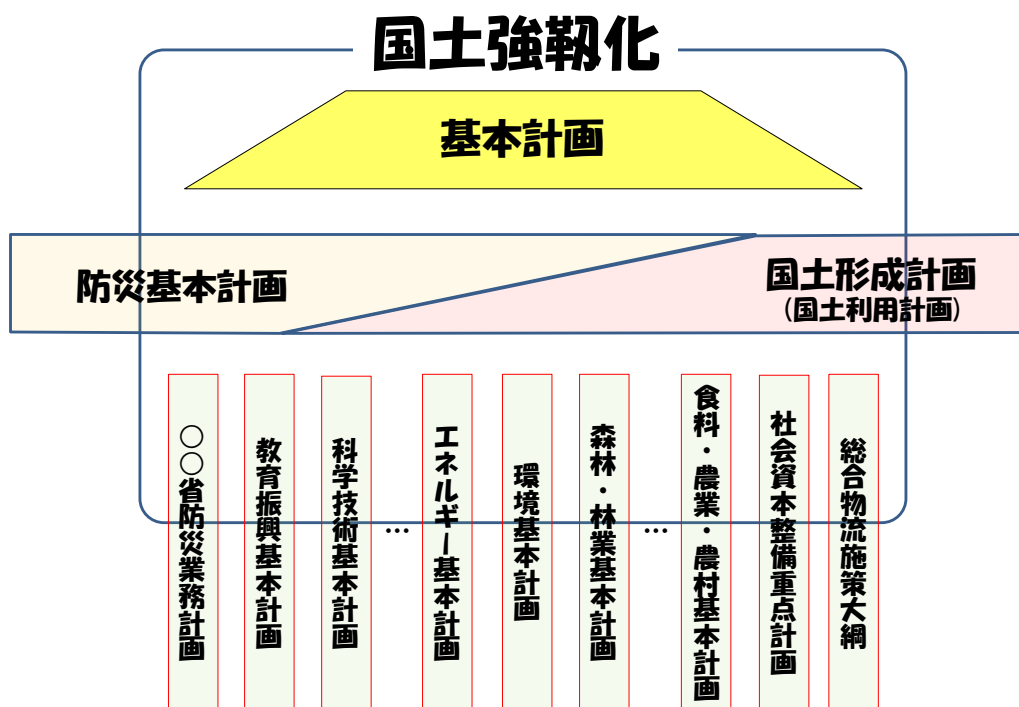


国土強靱化基本計画の国の他の計画等への反映について

1 基本計画における記述

基本計画では、「本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものであり、国土強靱化に関しては他の計画等の上位計画に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画である」、従って国土強靱化を総合的かつ計画的に進めるため、「本計画を基本として、国土強靱化に係る国の他の計画について毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う」こととしている。



2 今後の取り組み方針

国土強靱化に係る国の他の計画等の洗い出しを行った上で、基本計画等の記述内容や施策・プログラムの進捗状況等を踏まえた見直しの検討が適切に行われるよう関係府省庁との連絡調整を密に行い、計画等に反映させることとする。懇談会においても、個別計画の反映状況を定期的に報告することとしたい。

第4次エネルギー基本計画における国土強靱化についての記載

- エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー需給に関して総合的に講ずべき施策等について、関係行政機関の長や総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業大臣が案を策定し、閣議決定するもの。
- 「国土強靱化政策大綱」(昨年12月本部決定)における記載も踏まえ、本年4月、第4次エネルギー基本計画を策定。

エネルギー基本計画における記載	国土強靱化基本計画における記載
<p>第2章 第1節 エネルギー政策の原則と改革の視点</p> <p>○多層的に構成されたエネルギーの供給体制が、平時のみならず、危機時にあっても適切に機能し、エネルギーの安定供給を確保できる強靱性(レジリエンス)を保持することは、エネルギーの安定供給を真に保証する上での重要な課題の一つである。そのため、電力など二次エネルギーを含めたエネルギー・サプライチェーン全体を俯瞰して、供給体制の綻びを最小化し、早期の供給回復を実現すべく、問題点の把握を注意深く継続し、必要な対策に迅速に取り組むことが必要である。(p17)</p>	<p>エネルギーサプライチェーンの強靱化のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力の強化 ○エネルギーの供給側と需要側の双方で、相互補完性・一体性を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を実施
<p>第3章 第5節 化石燃料の効率的・安定的な利用のための環境の整備</p> <p>○平時・緊急時を問わずに安定供給のための中核機能を将来にわたって担っていく意識と高い意欲のあるサービスステーション(SS)に対する設備投資支援などを行うことが必要(p50)</p> <p>第3章 第7節 国内エネルギー供給網の強靱化</p> <p>○石油産業(精製・元売)の各系列供給網全体で、石油供給にかかる業務継続・復旧目標を定め、製油所・油槽所から物流プロセス、SSに至る系列BCP・BCM(業務継続体制)を確立し、その格付けを定期的に行うことで対応能力の向上を進めていく。(p55)</p> <p>○最終供給を担うSSの災害対応能力を強化していく。(p56)</p> <p>○被災後の供給量には限界が生じることを前提に、被災地からの緊急供給要請に対する供給優先順位付けの考え方を事前に整理する。(p55)</p> <p>○社会の重要インフラと呼ぶ政府庁舎や自治体庁舎、通信、放送、金融、拠点病院、学校、避難所等の施設では、(中略)石油・LPガスの燃料備蓄を含め個々の状況に応じた準備を行うべきであり、対応を検討する。(p57)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○製油所の緊急出入荷能力の強化や、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進による、大規模被災時における必要なエネルギーの供給量の確保 ○被災後の供給量に限界が生じることを前提に供給先の優先順位付けの考え方を事前に整理 ○減少している末端供給能力(サービスステーション等)の維持・強化 ○各家庭や公共施設、学校、医療施設等における自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等の促進
<p>第3章 第7節 国内エネルギー供給網の強靱化</p> <p>○国土交通省による港湾整備事業等とも連携しつつ、石油コンビナート地区の強靱化(中略)を進めるとともに、最終供給を担うSSの災害対応能力を強化していく。(p56)</p> <p>○関係省庁間で、危機時の石油供給を円滑化するための「国土強靱化政策大綱(2013年12月国土強靱化推進本部決定)」のプログラム等に基づく協力の枠組みの確立を急ぎ、石油業界や自治体も含めた訓練を継続的に進めていく。(p56)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○石油コンビナート等のエネルギー供給施設、高圧ガス設備の損壊が、エネルギー供給の途絶のみならず、大規模な火災や環境汚染等に拡大するおそれがあるため、その耐災害性の向上及び防災体制を強化

エネルギー基本計画における記載	国土強靱化基本計画における記載
<p>第3章 第3節 再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～</p> <p>○農山漁村再生可能エネルギー法等の積極的な活用を図り、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を推し進める。(p39)</p> <p>第3章 第7節 国内エネルギー供給網の強靱化</p> <p>○再生可能エネルギーやコージェネレーション、蓄電池システムなどによる分散型エネルギーシステムは、危機時における需要サイドの対応力を高めるものであり、分散型エネルギーシステムの構築を進めていく。(p57)</p> <p>第3章 第9節 市場の統合を通じた総合エネルギー企業等の創出と、エネルギーを軸とした成長戦略の実現</p> <p>○エネルギー需給管理事業の運営と水道等の他の公益事業や高齢者見守りサービス等の周辺サービス事業との統合を進めることで、スマートコミュニティの事業基盤の構築を図っていく。(p64)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進 ○スマートコミュニティの形成 ○農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進
<p>第3章 第7節 国内エネルギー供給網の強靱化</p> <p>○経済産業省資源エネルギー庁のみならず、(中略)関係省庁間で、危機時の石油供給を円滑化するための「国土強靱化政策大綱(2013年12月国土強靱化推進本部決定)」のプログラム等に基づく協力の枠組みの確立を急ぎ、石油業界や自治体も含めた訓練を継続的に進めていく。また、輸送経路となる道路における耐災害性を強化する。(p56)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー輸送に係る陸上・海上交通基盤、輸送体制の災害対応力を強化 ○非常時の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により必要な体制を整備 ○円滑な燃料輸送のための情報共有や輸送協力、諸手続の改善等を検討
<p>第3章 第7節 国内エネルギー供給網の強靱化</p> <p>○石油産業(精製・元売)の各系列供給網全体で、石油供給にかかる業務継続・復旧目標を定め、製油所・油槽所から物流プロセス、SSに至る系列BCP・BCM(業務継続体制)を確立し、その格付けを定期的に行うことで対応能力の向上を進めていく。(p55)</p> <p>○石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の不断の見直しと訓練のPDCAサイクルを進める。被災後の供給量には限界が生じることを前提に、被災地からの緊急供給要請に対する供給優先順位付けの考え方を事前に整理する。(p55)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○供給側における企業連携型のBCP/BCM構築の持続的な推進 ○サプライチェーンの確保を念頭に、関係機関による合同訓練を実施することで、応急復旧に必要な資機材・燃料・人材等の迅速な確保などBCP/BCMの実効性を向上。 ○PDCAサイクルによる一層の機能強化や技術開発を推進
<p>第2章 第1節 エネルギー政策の原則と改革の視点</p> <p>○国産エネルギーとして活用していくことができる再生可能エネルギー、(中略)さらにメタンハイドレートなどが我が国の排他的経済水域内に眠る資源などを戦略的に活用(p18)</p> <p>第3章 第7節 国内エネルギー供給網の強靱化</p> <p>○地域における電源の分散化など、電力供給の強靱化を効率的に推進する。(p56)</p> <p>○再生可能エネルギーやコージェネレーション、蓄電池システムなどによる分散型エネルギーシステムは、危機時における需要サイドの対応力を高めるものであり、分散型エネルギーシステムの構築を進めていく。(p57)</p>	<p>エネルギー全体としての需給構造の強靱化のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電力・天然ガス等の地域間の相互融通を可能とする全国のエネルギーインフラや輸送ネットワークの重点的対策 ○電源の地域分散化の促進 ○メタンハイドレートの商業化の実現に向けた調査・研究開発の推進や熟活用等による国産エネルギーの確保を含む国内外の供給源の多角化・多様化に取り組む。